

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成25年(2013年)3月26日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民法)

【1】 通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合,その要役地の所有者に継続的に通路として使用されていて,抵当権者がそれを認識又は認識することが可能であれば通行地役権者は買受人に対し無登記でも当該通行地役権を主張することができる」と判示(平成25年2月26日最高裁)

【2】 既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには,受働債権につき期限の利益を放棄することができるというだけではなく,期限の利益の放棄又は喪失等によりその弁済期が現実に来来していることを要すると判示(平成25年2月28日最高裁)

【3】 銀行と顧客との金利スワップ取引に係る契約を締結した際に(a)中途解約時の清算金の算定方法(b)先スタート型とスポットスタート型の利害得失(c)固定金利のリスクヘッジ効果等の説明がなかったとしても銀行に説明義務違反があったとはいえないとされた事例(平成25年3月7日最高裁)

【4】 タクシーがドアを開けてから乗客全員が降車し終わってドアを閉じるまでの間に,いずれかの乗客に生じた事故は「自動車の運行に起因する」事故(先に降車した乗客が路面で転倒)と認め,自動車損害保険契約の人身傷害補償条項(特約)の対象となるとした(平成23年7月20日大阪高裁)

【5】 Xは本件自動車(メルセデスベンツ)が駐車中に盗難にあったとして自動車保険契約を締結していたY保険会社に対し保険金を請求した。控訴審は一審判決を取消し,X以外の者が持ち去ったことが合理的疑いを越える程度までに証明されていないとして請求を棄却した(平成23年9月27日大阪高裁)

【6】 Xが貸金業者Yに過払金の不当利得返還請求訴訟を提起したところ,Yが控訴審において本件取引終了後に特定調停事件の17条決定が確定し,それ以前の過払金返還請求権は消滅していると主張したが,過払金債務は清算条項に含まれないとされた事例(平成24年9月18日福岡高裁)

【7】 都内繁華街のビルの地下1階の建物賃貸借契約につき日常的なコバエの発生が賃貸人の賃貸借契約上の債務不履行に当たると主張,賃借人が損害賠償請求した事案。賃借人が主張する各損害(調査費用,労働時間の増加分等)を因果関係の範囲内の損害と認めた(平成24年6月26日東京地裁)

【8】 賃貸用アパートの購入契約を締結したXらが,不動産取得のための借入金の利子に対する金額は個人所得の損益通算の対象外とする法律改正が行われたため,契約の錯誤無効等を主張して不動産管理会社Yらに支払った返済金の返還等を求めたが認められなかった事例(平成24年8月22日東京地裁)

【9】 家賃保証会社が実力をもって賃借人の占有排除を行う業務執行については特に慎重な法令遵守が必要で,当該会社代表取締役はそのための職務上の注意義務を負うとして,会社の不法行為責任だけでなく会社代表者個人の会社法429条1項に基づく責任が認められた(平成24年9月7日東京地裁)

【10】 XはA運転の車に衝突され,Y(工事請負業者でAはその孫請従業員)に自賠法3条(運行供用者)に基づき損害賠償請求した。YとAの間に指揮監督関係があり,車両にYとその親会社のロゴマーク(マグネット)が付着されていたこと等から請求の一部を認容した(平成24年9月11日横浜地裁)

【11】 X社がY社から土地建物を購入したところ基準値を超える六価クロムの汚染が判明したため瑕疵担保責任,債務不履行等に基づき土壤汚染の拡散防止措置費を請求したが,Y社の瑕疵担保責任を認めず,両社の合意に基づく負担義務の範囲内での支払を命じた(平成24年9月25日東京地裁)

(商事法)

【12】 フランチャイザーYが仕入業者からの仕入価格と加盟店(Xら)の仕入価格の差額等を取得していた事が債務不履行(XとYの契約上は加盟店と仕入業者との直接取引)にあたるとして,XらはYが取得した仕入差額等相当額の損害賠償等

を請求し認められた事例(平成23年12月16日東京地裁)

(知的財産)

【13】特許権者に侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろう事情がある場合、特許法102条2項の適用が認められるべきであり、特許権者が当該発明を実施していることは、同項適用の要件ではないとされた事例(平成25年2月1日知財高裁)

【14】無効審判請求においては特許権者及び請求人の主張が尽くされ意見を述べる機会が与えられなければならないが、本件請求人(原告)に弁駁の機会を与えなかった本件審判は適正な手続が行われなかったとして違法と評価されるべきとされた事例(平成25年2月7日知財高裁)

【15】本件著作物は原告の原稿を原著物とする著作物であるにもかかわらず、本冊を分冊化した書籍(分冊)の著作者名を被告と表示して出版したため、原告が氏名表示権を侵害された等として損害賠償等を求めたところ、慰謝料の支払が容認された事例(平成25年3月1日東京地裁)

(民事手続)

【16】自然人である原告が、特許権侵害を理由とする特許法100条に基づく差止・廃棄請求、損害賠償請求の訴訟提起をしたが、原告は訴訟提起前に破産手続開始決定がなされており、原告適格を有するのは選任されている本件破産管財人であるとして訴を却下した(平成24年5月16日東京地裁)

【17】特許権の移転登録手続を求める権利を有しないことの確認が求められた事案。外国裁判所の執行判決を求める訴えである別件訴訟が現に係属している状況で、同一の請求権が存在しないことの消極的確認の訴えである本件訴訟は不適法として却下された事例(平成25年2月19日東京地裁)

(刑事法)

【18】恐喝被告事件で上告中の被告人が勾留中の刑務所で同職員から陵虐行為を受けたとして国家賠償請求訴訟を提起したのに伴い、弁護士が被告人を他の刑事施設に移送するよう申立をしたところ、裁判所が職権により被告人の勾留場所を変更する旨の移送決定をした(平成24年10月25日最高裁)

【19】架空請求詐欺グループの構成員だった被告人が、被害者である元構成員4人を逮捕監禁し暴行を加え死亡させた事件。被告人(犯行の中核メンバー)を死刑とした原判決(第1審は無期懲役)を是認し上告を棄却(平成25年1月29日最高裁)

【20】架空請求詐欺グループの構成員だった被告人が、被害者である元構成員4人を逮捕監禁し暴行を加え死亡させた事件。被告人(謀議の中核であり主導的かつ中心的立場で犯行に及び自らも暴行を加えた)を死刑とした原判決(第1審も死刑判決)を是認し上告を棄却(平成25年1月29日最高裁)

【21】公判調書中の被告人供述調書に添付されたのみで証拠として取り調べられていない電子メールが独立の証拠又は被告人の供述の一部にならないとされた事例(平成25年2月26日最高裁)

【22】賭博開張図利罪の共同正犯の本位的訴因を否定し、同罪の幫助犯の予備的訴因を認定した第1審判決に対し、検察官が控訴の申立をしなかった場合に、控訴審裁判所が本位的訴因について調査を加えて有罪の自判をすることが違法であるとされた事例(平成25年3月5日最高裁)

【23】裁判員の参加する刑事裁判に関する法律35条1項の異議の申立がされても、裁判員等選任手続は停止されないと判示(平成25年3月15日最高裁)

【24】被告人は威力業務妨害、建造物不退去被告の各罪で起訴され、第1審判決は各公訴事実を認め原判決もこれを是認した。弁護士は刑訴法316条の17が憲法38条1項等に違反することを理由に上告したが、憲法違反はないとして上告が棄却された(平成25年3月18日最高裁)

【25】強盗致傷罪の共犯の事案につき、原判示の各傷害が強盗の機会に行われた暴行で生じたものであるかかにつき事実が適切に示されていないとして理由不備の違法により原判決を破棄した上で、一部の暴行は認定できると説示し被告人を原判決と同じ懲役8年に処した(平成23年11月9日東京高裁)

(公法)

【26】開票管理者が開票手続において開票立会人Xの投票の点検が未了であるにもかかわらず投票の点検を終了させ、また疑問票とされた票について開票立会人Xが意見を述べないままで効力の決定をしたこと等が公職選挙法66条、67条等に違反するとはいえないとした事例(平成25年2月28日広島高裁)

【27】平成24年12月16日の衆議院選挙に関し北海道第3区の小選挙区割りには憲法の投票価値の平等の要求に反し、かつ憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったというべきであるから憲法14条1項に違反する、ただし同選挙は無効としないとされた事例(平成25年3月7日札幌高裁)

【28】平成24年12月16日の衆議院選挙に関し福井県第3区の小選挙区割りには憲法の投票価値の平等の要求に反し、かつ憲法上要求される合理的期間内には是正がされなかったというべきであるから前記区割規定は違憲かつ違法であるとし、同選挙区の選挙の違法を宣言した(平成25年3月18日名古屋高裁金沢支部)

【29】宗教法人が収受した永代使用料等の金員のうち、墓石及びカロートに係る部分は、実質的にも法人税法施行令5条1項1号に規定する物品販売業に該当するとし、上記の収受部分は収益事業による所得として法人税及び消費税の課税対

象となるとした(平成24年1月24日東京地裁)

(社会法)

【30】 鋳鉄鋼管直管を製造販売する三会社の販売量調整を平成17年改正前の独占禁止法7条の2第1項に当たるとして課徴金納付を命じた本件審決に対する実質的証拠がない旨の原告の主張は採用できないとされた事例(平成23年10月28日東京高裁)

【31】 一審被告は一審原告に指定した勤務場所の周辺に有害化学物質が存在しないように配慮すべきにもかかわらずこの義務に違反し、一審原告は化学物質過敏状態を発症したのだから、一審被告の診療費の負担は安全配慮義務違反と相当因果関係に立つ損害といえるとした(平成24年10月28日東京高裁)

(その他)

【32】 破産債権者Xが破産管財人Yに対し、Yは誤った配当表に基づき配当を行う等の善管注意義務違反があったとして損害賠償等を求めた事案。1審判決がYの善管注意義務違反を認めXの請求を認容しYが控訴したが、控訴は棄却され損害額を増額して認定された事例(平成24年2月17日札幌高裁)

【33】 東京弁護士会が金融機関Yに必要事項を照会したところYが拒否したため損害賠償、慰謝料等を請求した事案。公法上の権限に基づく弁護士会照会を守秘義務を理由に拒否するYの主張を排斥したが、慰謝料請求についてはYに故意又は過失がないとして請求を棄却(平成24年11月26日東京地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判平成25年2月26日 最高裁HP

平成23年(受)第1644号 道路通行権確認等請求事件(破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130226130259.pdf>

(要旨)

通行地役権の承役地が担保不動産競売により売却された場合において、最先順位の抵当権の設定時に、既に設定されている通行地役権に係る承役地が要役地の所有者によって継続的に通路として使用されていることがその位置、形状、構造等の物理的状況から客観的に明らかであり、かつ、上記抵当権の抵当権者がそのことを認識していたか又は認識することが可能であったときは、特段の事情がない限り、登記がなくとも、通行地役権は上記の売却によっては消滅せず、通行地役権者は、買受人に対し、当該通行地役権を主張することができる。

(理由)

上記の場合、抵当権者は、抵当権の設定時において、抵当権の設定を受けた土地につき要役地の所有者が通行地役権その他の何らかの通行権を有していることを容易に推認することができる上に、要役地の所有者に照会するなどして通行権の有無、内容を容易に調査することができる。これらのことに照らすと、上記の場合には、特段の事情がない限り、抵当権者が通行地役権者に対して地役権設定登記の欠缺を主張することは信義に反するものであって、抵当権者は地役権設定登記の欠缺を主張するについて正当な利益を有する第三者に当たらず、通行地役権者は、抵当権者に対して、登記なくして通行地役権を対抗することができるのと解するのが相当であり(最高裁平成9年(オ)第966号同10年2月13日第二小法廷判決・民集52巻1号65頁参照)、担保不動産競売により承役地が売却されたとしても、通行地役権は消滅しない。

(2) 最一判平成25年2月28日 最高裁HP

平成23年(受)第2094号 根抵当権設定登記抹消登記手続請求本訴、貸金請求反訴事件(一部破棄自判・一部破棄差戻)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130228140052.pdf>

(要旨)

既に弁済期にある自働債権と弁済期の定めのある受働債権とが相殺適状にあるというためには、受働債権につき、期限の利益を放棄することができるというだけでなく、期限の利益の放棄又は喪失等により、その弁済期が現実に来来していることを要する。

(理由)

民法505条1項は、相殺適状につき、「双方の債務が弁済期にあるとき」と規定しているのであるから、その文理に照らせば、自働債権のみならず受働債権についても、弁済期が現実に来来していることが相殺の要件とされていると解される。また、受働債権の債務者がいつでも期限の利益を放棄することができることを理由に両債権が相殺適状にあると解することは、上記債務者が既に享受した期限の利益を自ら遡及的に消滅させることとなって、相当でない。

(3) 最一判平成25年3月7日 最高裁HP

平成23年(受)第1493号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130307144539.pdf>

(要旨)

Y銀行と顧客Xとの間で固定金利と変動金利を交換してその差額を決済するという金利スワップ取引に係る契約を締結した際に、(a)中途解約時において必要とされるかもしれない清算金の具体的な算定方法、(b)先スタート型とスポットスタート型の利害得失、(c)固定金利の水準が金利上昇のリスクをヘッジする効果の点から妥当な範囲にあることについて、説明していなかったとしても、Yに説明義務違反があったとはいえないとされた事例。

(理由)

本件取引は、その基本的な構造ないし原理自体は単純で、少なくとも企業経営者であれば、その理解は一般に困難なものではなく、当該企業に対して契約締結のリスクを負わせることに何ら問題のないものである。Yは、Xに対し、本件取引の基本的な仕組みや、契約上設定された変動金利及び固定金利について説明するとともに、融資における金利の支払よりも多額の金利を支払うリスクがある旨を説明したのであり、基本的に説明義務を尽くしたものであることができる。原審は、Yが上記(a)～(c)の事項について説明しなかったことを問題とする。しかしながら、本件提案書には、本件契約がYの承諾なしに中途解約をすることができないものであることに加え、Yの承諾を得て中途解約をする場合にはXが清算金の支払義務を負う可能性があることが明示されていたのであるから、Yに、それ以上に、清算金の具体的な算定方法について説明すべき義務があったとはいえない。また、Yは、Xに対し、先スタート型とスポッ

トスタート型の2種類の金利スワップ取引について、その内容を説明し、Xは、自ら、1年先スタート型の金利スワップ取引を選択したのであるから、Yに、それ以上に、先スタート型とスポットスタート型の利害得失について説明すべき義務があったともいえない。さらに、本件取引は上記のような単純な仕組みのものであって、本件契約における固定金利の水準が妥当な範囲にあるか否かというような事柄は、Xの自己責任に属すべきものであり、YがXに対してこれを説明すべき義務があったものとはいえない。

(4)大阪高判平成23年7月20日 判例タイムズ1384号232頁

平成22年(ネ)第3223号 保険金支払請求控訴事件(変更・確定)

タクシーから降車する際に転倒して傷害を負ったと主張する控訴人が、被控訴人との間で締結した自動車損害保険契約の人身傷害補償条項(特約)に基づき、被控訴人に保険金の支払を請求している事案において、本判決は、本件事故の状況について、控訴人は妻とともにタクシーに乗車し、自宅前路上で後部座席から先に降車したが、1,2歩程度歩いたところで路面の段差につまずいて転倒したと、その時点では妻はタクシーの車内に残り運転手に料金を支払中であったことを認定した上で、同特約条項にある「自動車の運行に起因する」とは自賠法3条の「自動車の運行によって」と同義であるところ、本件事故は、タクシーが乗客を降車させるためドアを開け、乗客全員が降車し終わってドアを閉じるまでの間に生じた事故であるから、「自動車の運行に起因する」事故であると認められるとして、控訴人の請求(金299万1040円)を金917万0527円の範囲で認めた。

(5)大阪高判平成23年9月27日 判例時報2170号130頁

平成22年(ネ)第2889号 保険金支払請求控訴事件 一部取消(上告, 上告棄却)

地方公務員Xが平成17年10月に購入した本件自動車(初年度登録平成14年9月メルセデスベンツ)を平成20年5月29日から同年6月3日の間に賃借していた本件駐車場に駐車していたところ、何者かの盗難により損害を被ったとして自動車保険契約を締結していたY保険会社に対し、842万円余の保険金を請求した。Yは、本件自動車の持ち去り方法としては真正キーでの自走しか考えられないところ、Xが真正キーの盗難にあったという事情はないからXの主張そのものが信用できないなどと主張した。

一審は本件自動車の持ち去りがXの意思に基づくものとは認められないと判断し790万円の限度でXの本訴請求を認容した。Yは控訴したところ、本判決は、本件自動車が何者かによって盗まれているのを発見したというXの供述は信用することができずX以外の者が持ち去ったという外形的事実が合理的な疑いを超える程度にまで証明されたということではできない、本件自動車の盗難が非常に困難であることに加え、第三者の持ち去りと認めるには疑わしいX側の事情(Xは長期の休職中であり偽装する動機がないとはいえない、Xは暴力団員との関わりが認められる)などを理由に一審判決中、Yの敗訴部分を取り消した上、本訴請求を棄却した。

(6)福岡高判平成24年9月18日 判例タイムズ1384号207頁

平成24年(ネ)第189号 不当利得金返還請求控訴事件(控訴棄却・確定)

Xが、貸金業者Yに対し、XY間の継続的な金銭消費貸借契約による過払金が発覚したとして不当利得返還請求訴訟を提起したところ、Yが控訴審において、当事者間には、本件取引終了後に特定調停事件において、「XY双方は、何らの債権債務のないことを相互に確認する」旨の17条決定がなされて確定しており、それ以前に発生していた過払金返還請求権は消滅しているとしてXの請求を争った。

本判決は、特定調停法における手続は申立人の経済的再生を目的とするものであり、申立人の相手方に対する債務の確定及び減免、支払猶予等を中心とした手続であること、本件の特定調停事件では、専らXのYに対する債務の減免等を目的としたものであり、過払金の有無等が争点となったものではなかったことからすれば、本件決定における清算条項は、XY間の金銭消費貸借契約における債権債務について定めたものであって、Xの過払金返還債権については、その対象とはされていないもの解するのが相当であり、17条決定についても和解と同様に錯誤等の適用があるというべきであるが、本件では決定がなされた経緯に鑑みれば、本件清算条項には、過払金についての債権債務は含まれないと解するのが相当であると判示し、Xの請求を認める原審を維持してYの控訴を棄却した。

(7)東京地判平成24年6月26日 判例時報2171号62頁

平成22年(ワ)第23038号 損害賠償請求事件(一部認容, 一部棄却(控訴))

信託銀行が貸貸人、テレマーケティング業者が賃借人となった都内繁華街のビルの地下1階の建物賃貸借契約につき、日常的なコバエの発生が貸貸人の賃貸借契約上の債務不履行に当たると主張し、賃借人が損害賠償請求した事案において、コバエの発生により契約目的に沿った建物利用が一定程度妨げられる事態が発生していたと認定し、貸貸人の債務不履行責任を認め、コバエ調査費用157万5000円、コバエ発生期間中従業員が事務に集中できないなどの事態発生による労働時間や派遣費用の増加分250万円、無形の損害200万円の各損害を因果関係の範囲内の損害と認めたと事例。

(8)東京地判平成24年8月22日 金法1964号119頁

平成23年(ワ)第13313号 不動産売買契約無効確認等請求事件(訴え一部却下・請求一部棄却)

Xらは、不動産販売管理者Y1との間で、平成2年10月から平成3年3月にかけて、賃貸用アパートの土地建物の購入契約を締結するとともに、同アパートに関する一括借上契約及び保守契約を締結し、その購入資金をY1及びY2銀行から借り入れ、同アパートに抵当権を設定した。上記各契約が締結された当時は、所得税法において、賃貸用不動産の賃料収入から必要経費を差し引いた損益を他の所得と通算する税制度(以下「本件損益通算制度」という。)が存在しており、上記各契約は、本件損益通算制度を利用してXらの所得税負担を抑えることを主な内容とするスキームに基づき販売されていた。しかし、本件損益通算制度については、平成3年、不動産取得のための借入金の利子に対する金額は、個人所得の損益通算の対象外とする法律改正が行われ、平成4年分以降の所得について適用された。本件は、Xらが、上記各契約の錯誤無効等を主張して、上記各契約等の無効確認及び上記各契約のうちの金銭消費貸借契約に基づいてXらがYらに支払った返済金の返還等を求めた事案である。

本判決は、まず、上記各契約等の無効確認を求めるXらの訴えの適法性について、現在の法律関係の確認を求めるものではない上、過去の法律関係の有効性を確認することが紛争の直接かつ抜本的な解決のため最も適切かつ必要ということではできないなどとして、上記各契約のうち各抵当権設定契約に基づいて設定された各抵当権の不在の確認を求める訴えを除き、いずれも確認の利益を欠き、不適法として却下した。その上で、本件損益通算制度を利用した節税商品の買主が、売買契約の締結時に、政府税制調査会の小委員会で、不動産取得のための借入金の利子に対する金額を個人所得の損益通算の対象外とする法律改正を検討する決定が行われたことを知らなかったとしても、政府税制調査会は内閣総理大臣の諮問機関に過ぎず、上記決定がされた時点では、将来、上記決定に沿った税制改正が行われるかは未確定であるから、買主が上記決定がされたことを知っていれば、実際に税制改正がされる可能性が高いと考えて、売買契約等を締結しなかったであろうとは推断することはできず、売買契約の締結について買主に要素の錯誤があったということではできないと判示し、Xらのその余の請求を棄却した。

(9)東京地判平成24年9月7日 判例時報2171号72頁

平成23年(ワ)第3910号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

家賃保証会社が賃貸物件の鍵を付け替えるなどして実力で賃借人の占有を排除して賃貸物件内の動産を撤去処分した行為につき、賃借人が会社及びその代表者に対し損害賠償請求した事案において、いわゆる「追い出し」行為が社会問題化し、行政指導もあり、業界を挙げて対策強化に乗り出していた当時の状況を考えると、家賃保証を業として行う会社においては実力をもって賃借人の占有排除を行うような業務執行については特に慎重な法令遵守が求められており、その代表取締役においてはこの点について違法な業務執行が行われないよう会社内の業務執行体制を整備すべき職務上の注意義務を負っていたが、この点につき故意又は重大な過失による任務懈怠が認められるとして、会社の不法行為責任だけでなく、会社代表者個人の会社法429条1項に基づく責任を認めた事例。

(10)横浜地判平成24年9月11日 判例時報2170号97頁

平成23年(ワ)第4046号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(確定))

X2と二人暮らしの専業主婦X1が平成18年10月18日、自宅付近の道路に立っていたところ訴外A運転の本件自動車に衝突され入通院治療を受けたが重篤な後遺障害が残った。Yはケーブルテレビ設備の設置等の工事を請け負い、同工事を訴外B会社へ下請させ、同会社はC会社へ孫請けさせていたが、AはC会社の従業員であり、同工事の施工先に向かう際に本件事故を起こした。そこでXらは、Yは工事を行う際、Aに対して直接間接に指揮監督しており本件車両に対して運行支配を有し、運行供用者に該当すると主張し、Yに対して自賠法3条に基づき損害賠償請求した。

本判決はYとCとの間に直接の関係はないとしたが、YとAの間には指揮監督関係があったこと、Aが運転する車両の運行ルートは実質的にYが決定していたこと、AはY及びその親会社のロゴがついたユニフォームを着用し、本件車両にはロゴマークのマグネット標識がつけられていたことなどから、Yは自賠法3条の運行供用者としての責任を認め請求の一部を認容した。

(11)東京地判平成24年9月25日 判例時報2170号40頁

平成22年(ワ)第28257号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

X社はY社から平成19年10月、代金約155億円で工場用地として使用されていた土地建物を現況有姿、将来において土壌又は地下水に汚染が発見された場合であっても瑕疵担保責任を含め一切の責任を負わない旨(本件免責特約)、土壌汚染対策法で定められた調査をした結果、一部に基準値超過があったことを確認し、Yが超過部分の土壌改良工事等の工事を平成20年5月末までに実施することを確約し、Xがこれを了承した旨、地中埋設物の存在が判明し、建物建築に支障が生じる場合には協議の上、Yが処理費用を負担する旨などの特約で買い受けるとの売買契約を締結した。その後、本件土地の一部から基準値を超える六価クロムの汚染が判明した。XはYに対し、瑕疵担保責任、債務不履行(付随義務違反)、不法行為に基づき本件土地の土壌汚染の拡散防止措置費用2億4150万円等の損害賠償を請求した。

本判決は、過去の本件土地における六価クロムの使用から土地中に六価クロムが存在するのが一般的であるとの経験則がないとしてYの悪意を否定し、Yの瑕疵担保責任を認めず付随義務違反、不法行為を否定し、判明した地中埋設物の処理費用につき合意に基づく負担義務を認め、この範囲で5848万5000円の支払を認容した。

【商事法】

(12)東京地判平成23年12月16日 判例タイムズ1384号196頁

平成21年(ワ)第6195号 損害賠償請求事件(一部認容・控訴)

Xら(フランチャイジー)は、Yとフランチャイズ契約を締結し、それぞれ加盟店として小売店を運営してきたが、本件契約においては、XらがYに対し総値入高(売上高-見切り・処分-棚卸ロス)にチャージ率を乗じたチャージを支払うこととされていた一方、Yは、仕入先業者から商品を仕入れて加盟店に交付していたが、その際仕入先からの仕入価格と加盟店の仕入価格との差額を取得し、かつ、仕入先業者と締結した契約に基づいて加盟店との取引に関する仕入額を含めた総額に対する仕入割戻金を受領していたため、これらの事実を知るに至ったXらが、本件契約上は加盟店と第三者(仕入先業者)との直接取引が予定されていたにもかかわらず、Yが仕入差額等を取得することは、Xらとの関係で本件契約の債務不履行等にあたるとして、Yが取得した仕入差額等相当額の損害賠償等の請求をした。

本判決は、本件契約においては、仕入先業者と加盟店との間に卸売業者としてYが介在する2段階卸売構造が予定されていたと解釈することはできず、Yが信義則上の義務として、Xらに対し、上記チャージ以外に本件契約に関して生じた利益を取得する場合には、そのことを説明し承諾を得る義務を負っていたと解すべきであるところ、Yは説明をすることも承諾を得ることもなく仕入差額等を取得しているから、当該義務に違反するもので債務不履行を構成するとし、Yに対し、Yの義務違反がなければXらが利益を得ていたであろう仕入差額等の利益からこれに対してXがYに支払うべき上記チャージ相当額を控除した額の支払を命じた。

【知的財産】

(13)知財高判平成25年2月1日 裁判所HP

平成24年(ネ)第10015号 特許権侵害差止等本訴, 損害賠償反訴請求控訴事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130225102808.pdf>

特許権者である原告は日本国内において本件特許権を実施していたと認めることはできず特許法102条2項に基づき損害額を算定できないとした原判決を変更し、同項の適用に当たり特許権者の実施を要件とするものではないとして同項の適用を認めた事案。

特許法102条2項は、「特許権者・・・が故意又は過失により自己の特許権・・・を侵害した者に対しその侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者・・・が受けた損害の額と推定する。」と規定する。

特許法102条2項は、民法の原則の下では、特許権侵害によって特許権者が被った損害の賠償を求めるためには、特許権者において、損害の発生及び額、これと特許権侵害行為との間の因果関係を主張、立証しなければならないところ、その立証等には困難が伴い、その結果、妥当な損害の填補がされないという不都合が生じ得ることに照らして、侵害者が侵害行為によって利益を受けているときは、その利益額を特許権者の損害額と推定するとして、立証の困難性の軽減を図った規定である。このように、特許法102条2項は、損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられた規定であって、その効果も推定にすぎないことからすれば、同項を適用するための要件を、殊更厳格なものとする合理的な理由はないというべきである。したがって、特許権者に、侵害者による特許権侵害行為がなかったならば利益が得られたであろうという事情が存在する場合には、特許法102条2項の適用が認められると解すべきであり、特許権者と侵害者の業務態様等に相違が存在するなどの諸事情は、推定された損害額を覆滅する事情として考慮されるとするのが相当である。

そして、特許法102条2項には、特許権者が当該特許発明の実施をしていることを要する旨の文言は存在しないこと、同項は、損害額の立証の困難性を軽減する趣旨で設けられたものであり、また、推定規定であることに照らすならば、同項を適用するに当たって、殊更厳格な要件を課すことは妥当を欠くというべきであることなどを総合すれば、特許権者が当該特許発明を実施していることは、同項を適用するための要件とはいえない。

したがって、本件においては、原告の上記行為(原告は、A社との間で本件販売店契約を締結し、これに基づき、A社を日本国内における原告製品の販売店とし、A社に対し、英国で製造した本件発明に係る原告製力セットを販売(輸出)していること)が特許法2条3項所定の「実施」に当たるか否かにかかわらず、同法102条2項を適用することができる。

(14)知財高判平成25年2月7日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第10148号 審決取消請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130214092433.pdf>

被告の特許につき原告による無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟において、原告に弁駁の機会を与えなかった手続に不備があると判断した事案。

第1次審決は特許を無効とする判断をしたが、本件審決は原告が主張する無効理由はいずれも理由がないとして請求を不成立とした。この審決に至るまでの経緯として、審判長は、訂正審判請求に対し訂正拒絶理由通知書を作成し、被告に発送したが、その理由は、訂正後の本件発明は当業者が容易に想到し得たものであるから独立特許要件を欠く、というものであった。この通知書は原告も写しを入手していたが、原告訴訟代理人弁護士Xが、審判長に本件無効審判請求の進行を電話で問い合わせたところ、審判長からは訂正審判請求については訂正請求があったものとみなして審理をしているとの応答があり、弁駁書提出を求める予定を聴くと、その予定がなく審理は近々終結予定である、との応答であった。その後、無効審判請求の審理終結通知があり、その後された審決は、前記のとおり、訂正を認め無効審判請求を成り立たない、とするものであった。本件においては、特許を無効とした第1次審決が、取消訴訟提起後の訂正審判請求がされたことにより取り消され、訂正審判請求が訂正請求とみなされた経緯にあるから、無効審判請求の主たる攻防は、実質的には、訂正が認められるか否か、そして認められるとして訂正後の発明の容易推考性の有無に移行していたことは明らかであり、これらの点について請求人(原告)の意見を十分に聴取した上で審決に至る必要があったといわなければならない。

しかるに、訂正拒絶理由が通知されたのに請求人(原告)の意見を聴かないままに審判が終結し審決が出される予定であることを審判長から聴いたとすれば、審判合議体は請求人である原告に不利な審決をする予定ではないとの見通しを立てた、との請求人である原告の主張は当然のものといえる。すなわち、原告が、訂正要件を満たさないか訂正後の発明が容易想到であるとの理由で再度特許を無効にする審決が出されると見込んだのは自然な発想である。無効審判請求においては特許権者及び請求人の主張が尽くされ意見を述べる機会が与えられなければならない、その機会が得られなかった場合には、適正な手続が行われなかったものとして審判手続は違法と評価されるが、上記の経緯で請求人(原告)に弁駁の機会を与えなかった本件ではその違法があったといわなければならない。審決では訂正前の発明に関する請求人(原告)主張の無効理由を踏まえて判断がされているが、訂正請求があったときには(本件ではみなし訂正請求)、請求人(原告)に、訂正後の発明に関して従前の無効理由の主張を構成し直すよう促し、その際にも請求人(原告)に訂正についての弁駁をする機会を与える必要があったのに、本件審判ではこの手続を踏まなかった点にも手続の不備がある。

(15)東京地判平成25年3月1日 裁判所HP

平成22年(ワ)第38003号 著作権損害賠償請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130308152516.pdf>

本冊の本文部分である本件著作物は、原告の原稿を原著物とする著作物であるにもかかわらず、本冊を分冊化した書籍(分冊)の著作者名を被告と表示して出版したことが、原告の氏名表示権を侵害したなどと主張して、原告が被告に対して、原告の著作権に基づき分冊の著作者名表示に係る損害の賠償等を求めた事案で、分冊の著作者名表示が適法か否かが争点となった。

分冊は、本件著作物の該当部分を複製ないし翻案したものであることは明らかであり、原告の氏名がその著作者名として表示されなければならなかったことになるが(法19条1項)、分冊の表紙及び奥付には、著作者名として原告の氏名は記載されていない。前付の記載によって本件著作物の著作者が原告であり、それを分冊化したものであることが認識できるとしても、それを理由に「創作者であることを主張する利益を害するおそれがない」(法19条3項)と認めることはできないから、分冊の著作者名の表示は原告の氏名表示権の侵害となるべき不適法なものであったといふべきである、として不法行為に基づく慰謝料として28万円の支払が容認された。

【民事手続】

(16)東京地判平成24年5月16日 判例タイムズ1384号356頁

平成23年(ワ)第38220号 特許権侵害差止等請求事件(訴え却下・確定)

自然人である原告が、その有する特許権が侵害されたなどと主張して、被告に対し、特許法100条に基づく差止・廃棄請求とともに、不法行為に基づく損害賠償請求を行ったが、本件原告については、本件訴訟提起前に、破産手続開始決定がなされ、管財人として破産管財人が選任されていたため(当該破産手続は、本件訴訟提起時には終了していなかったが本件訴訟の係属中に異時廃止により終了していた。)、本判決は、本件訴訟においては、口頭弁論終結時点においても本件破産管財人が原告適格を有するというべきであるとして、本件訴えをいずれも却下した。

(17)東京地判平成25年2月19日 裁判所HP

平成22年(ワ)第28813号 特許権移転登録請求権不存在確認請求事件

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130220141443.pdf>

原告が、被告が特許権の移転登録手続を求める権利の移転手続を求める権利を有しないことの確認を求めた事案で、外国裁判所の確定した給付判決であるソウル高等法院判決の執行判決を求める訴えである別件訴訟が現に係属している状況において、給付判決の基礎とされた同一の請求権又は実質的に同一の請求権が存在しないことの確認を求める消極的確認の訴えである本件訴訟の確認の利益が争点となった。

執行判決を求める訴えの係属する裁判所の判断と、消極的確認の訴えの係属する裁判所の判断とが矛盾抵触するおそれが生じ得るのみならず、請求権の存否についても、外国裁判所の確定判決の判断内容の当否を再度審査して、それと矛盾抵触する判断がされるおそれが生じ得る。従って、裁判の当否を調査することなく、執行判決をしなければならないとした民事執行法24条2項の趣旨に反するから、本件訴えは確認の利益を欠く不適法なものであるとして、本件訴えは却下された。

【刑事法】

(18)最三決平成24年10月25日 判例タイムズ1384号134頁

平成24年(あ)第1515号 恐喝被告事件(勾留場所変更)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121130134307.pdf>

恐喝被告事件で上告中の被告人が、前刑かつ本件当時の勾留場所でもある刑務所に服役中、同職員から陵虐行為を受けたとして国家賠償請求訴訟を提起したのに伴い、その弁護士が、当該訴訟が係属中であり、近日中に本人尋問を含む証拠調べが行われる可能性が高く、被告人の代理人を務める弁護士との打合せが必要で、そもそも、陵虐行為が行われた同じ刑務所内に被告人が勾留されていること自体、国家賠償請求事件における手続の公正さの観点から極めて問題であるため、他の刑事施設に移送する旨の職権発動を促すとの申立をしたところ、裁判所が職権により被告人の勾留場所を変更する旨の移送決定をした。

(19)最三判平成25年1月29日 最高裁HP

平成21年(あ)第994号 傷害致死、殺人、死体遺棄、傷害、逮捕監禁致傷、逮捕監禁、監禁被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130301091204.pdf>

(事案・架空請求詐欺グループ仲間割れ殺人等事件)

本件は、架空請求詐欺を行う組織的団体の構成員だった被告人が、被害者らが中国人マフィアに被告人らを襲撃させて多額の現金を強奪する計画を立てていると聞いたことから、(a)平成16年10月13日から同月16日までの間に、元構成員らと共に、元構成員の被害者4名を逮捕監禁又は監禁し、()うち1名にナイフを突き刺して傷害を負わせ、()うち1名に対し熱湯を掛けるなどの暴行を加えて熱傷性ショック等により死亡させ、()うち1名に粘着テープを口元や胸部等に巻き付けるなどの暴行を加えて呼吸不全により死亡させ、()うち2名の鼻口部を塞ぐなどして窒息死させて殺害し、()4名の死体を土中に遺棄し、及び(b)平成17年6月の警察署留置場における傷害の罪により起訴され、第1審判決は無期懲役に処したが、原判決は破棄し死刑に処した。

(判旨)

被告人の犯行に至る経緯及び動機に酌量すべき事情は認められず、暴行は激しく執拗であった上、殺害行為の態様は、寝袋に入れられ粘着テープにより何重にも緊縛されて身動きの取れない2名の鼻口部を塞ぐなどして窒息死させたもので冷酷で非情である、死体遺棄は犯跡を隠蔽するために暴力団関係者に依頼して高額報酬を支払った上、4名の死体を無造作に土中深くに埋めたものであって死者に対する畏敬の念のおよそ感じられない犯行である、4名の命が失われた結果は甚だ重大で、遺族らの処罰感情は厳しい、被告人は(a)()において、一連の犯行の中核メンバーであり、ナイフを突き刺して傷害を負わせるなど被害者らに対し激しい暴行を加え、()においても熱湯を掛けるなどして傷害致死に大きく寄与し、残りの3名の殺害を引き受ける者がいない場合には自ら殺害を実行するよう仲間に指示するなど殺害の謀議において重要な役割を果たし、() ()の傷害致死や各殺人の実行を決定付け、死体遺棄の事案でも中心的な役割を担い、犯行後仲間の一人に対し口止め工作を行うなどしており、被告人が果たした役割は大きい上、被害者2名に対する殺人への関与を否認するなど真摯な反省の態度は窺えず、更生の可能性に乏しいと指摘し、殺人や被害者1名の逮捕について共謀を争うほかは事実を認めていることや、実母が被告人の更生に尽力する旨を述べていることなどの被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、その刑事責任は極めて重大であり、死刑に処した原判断は是認せざるを得ないとし、上告を棄却した。

(20) 最三判平成25年1月29日 最高裁HP

平成21年(あ)第995号 傷害致死,殺人,死体遺棄,逮捕監禁致傷,逮捕監禁,監禁,組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130301095406.pdf>

(事案・架空請求詐欺グループ仲間割れ殺人等事件)

本件は,架空請求詐欺を行う組織的団体の構成員だった被告人が,被害者らが中国人マフィアに被告人らを襲撃させて多額の現金を強奪する計画を立てていると聞いたことから,(a)平成16年10月13日から同月16日までの間に,元構成員らと共に,元構成員の被害者4名を逮捕監禁又は監禁し,()うち1名にナイフを突き刺して傷害を負わせ,()うち1名に対し,熱湯を掛けるなどの暴行を加えて熱傷性ショック等により死亡させ,()元構成員に暴行を加えて呼吸不全により死亡させ,()元構成員2名の鼻口部を塞ぐなどして窒息死させて殺害し,()4名の死体を土中に遺棄し,(b)平成16年10月から同年11月までの間に組織的詐欺をした罪により起訴され,第1審判決は死刑に処し,原判決も第1審判決を支持し死刑を言い渡した。

(判旨)

被告人の犯行に至る経緯及び動機に酌量すべき事情は認められず,暴行は激しく執拗であった上,殺害行為の態様は,寝袋に入れられ粘着テープにより何重にも緊縛されて身動きの取れない2名の鼻口部を塞ぐなどして窒息死させたもので冷酷で非情である,死体遺棄は犯跡を隠蔽するために暴力団関係者に依頼して高額報酬を支払った上,4名の死体を無造作に土中深くに埋めたものであって死者に対する畏敬の念のおよそ感じられない犯行である,4名の命が失われた結果は甚だ重大で,遺族らの処罰感情は厳しい,被告人は一貫して謀議の中核であり主導的かつ中心的立場で犯行に及び,自らも暴行を加え,他の者の殺害実行の指示を容認したり自らも殺害実行を指示するなどし,死体遺棄についても暴力団関係者に対する多額の報酬を用意しており被告人が果たした役割は大きい,被告人は殺人への関与を否認するなど真摯な反省の態度は窺えず,更生の可能性に乏しいことを指摘し,被告人が殺人や組織的詐欺について共謀を争うほかは事実を認めていることや,実母や実姉が更生に尽力する旨を述べている等の被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても,その刑事責任は重大であり,死刑に処した原判断は是認せざるを得ないとし,上告を棄却した。

(21) 最三決平成25年2月26日 最高裁HP

平成22年(あ)第1632号 詐欺被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130311154236.pdf>

(要旨)

公判調書中の被告人供述調書に添付されたのみで証拠として取り調べられていない電子メールが独立の証拠又は被告人の供述の一部にならないとされた事例

(判旨)

公判調書中の被告人供述調書に添付されたのみで証拠として取り調べられていない電子メールは独立の証拠又は被告人の供述の一部とはならず,電子メールは被告人の供述に引用された限度においてその内容が供述の一部となるに留まるから,電子メールが被告人の供述と一体となったとして,これを証拠として取り調べることなく事実認定の用に供することができるとした原判決には違法があるが,被告人が電子メールについてした供述等により第1審判決判示の犯罪事実認定できるとして上告を棄却した。

(22) 最一決平成25年3月5日 最高裁HP

平成24年(あ)第512号 賭博開張図利被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130308102416.pdf>

(要旨)

賭博開張図利罪の共同正犯の本位的訴因を否定し,同罪の幫助犯の予備的訴因を認定した第1審判決に対し,検察官が控訴の申立をしなかった場合に,控訴審裁判所が本位的訴因について調査を加えて有罪の自判をすることが違法であるとされた事例。

(事案)

被告人は,共謀の上賭博場を開張し金銭を賭けて麻雀賭博をさせ賭客らから寺銭として金銭を徴収したという賭博開張図利の共同正犯の訴因により起訴されたが,検察官は,第1審公判において,賭博開張図利の幫助犯の予備的訴因の追加請求をし,裁判所もこれを許可した。第1審判決は,本位的訴因である賭博開張図利の共同正犯は成立しないと上,予備的訴因である賭博開張図利の幫助犯の成立を認め,被告人を有罪にした。

これに対し,被告人のみが控訴を申し立てたところ,原判決は,第1審判決を破棄した上,本位的訴因である賭博開張図利の共同正犯を認定して被告人を有罪とし,第1審判決と同じ刑を言い渡した。

弁護人が上告した。

(判旨)

第1審判決の理由中で本位的訴因は認定できないが予備的訴因は認定できるという判断が示されたにもかかわらず、検察官が控訴の申立をしなかった場合には、検察官は本位的訴因につき訴訟追行を断念したとみるべきであって、本位的訴因は攻防の対象から外されていたものと解されるから(最高裁昭和41年(あ)第2101号同46年3月24日大法廷決定・刑集25巻2号293頁,同昭和42年(あ)第582号同47年3月9日第一小法廷判決・刑集26巻2号102頁参照),原審は、本位的訴因についてはこれを排斥した第1審裁判所の判断を前提とするほかなく、職権により本位的訴因について調査を加えて有罪の自判をしたことは違法であるが、原判決を破棄しなくてもいまだ著しく正義に反するものとは認められないとし、上告を棄却した。

(23) 最一決平成25年3月15日 最高裁HP

平成25年(し)第110号 裁判員候補者についての不選任決定の請求を却下する決定に対する異議申立棄却決定に対する特別抗告(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130319132927.pdf>

(要旨)

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律35条1項の異議の申立がされても、裁判員等選任手続は停止されない。

(事案)

申立人は、裁判員等選任手続において裁判員候補者1名につき裁判員法34条4項の不選任決定の請求をしたが、同請求が却下されたため、同法35条1項の異議を申し立てた。異議の申立後にされた同法37条の裁判員及び補充裁判員を選任する決定において、当該裁判員候補者は選任されなかった。

異議申立は不適法であるとして棄却されたため、申立人は、同法35条1項の異議の申立には同条4項により即時抗告に関する刑訴法の規定が準用されるから刑訴法425条により請求却下決定の執行が停止されて裁判員等選任手続は停止されるべきであり、停止しないでなされた選任決定は違法であるとして特別抗告を申し立てた。

(判旨)

裁判員法35条1項の異議の申立には、裁判員等選任手続の性質上即時抗告の執行停止の効力に関する刑訴法425条は準用されず、異議の申立がされても裁判員等選任手続が停止されるものではないから、その後にされた裁判員法37条の裁判員及び補充裁判員を選任する決定に違法はない、同決定において異議の申立に係る裁判員候補者が選任されなかった場合には不選任決定の請求を却下する決定を取り消す実益が失われ、異議の申立は法律上の利益を欠くと指摘し、原決定を是認し、特別抗告を棄却した。

(24) 最一決平成25年3月18日 最高裁HP

平成24年(あ)第199号 威力業務妨害,建造物不退去被告事件(棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130321092845.pdf>

(事案)

被告人は、威力業務妨害,建造物不退去被告の各罪で起訴され、第1審判決は各公訴事実を認め、原判決もこれを是認した。弁護人は、刑訴法316条の17が憲法38条1項等に違反することを理由に上告した。

(判旨)

刑訴法316条の17は、被告人,弁護人が公判期日においてする予定の主張がある場合に限り、公判期日に先立ってその主張を公判前整理手続で明らかにするとともに、証拠の取調べを請求するよう義務付けるものであって、被告人に対し自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について認めるように義務付けるものではなく、公判期日において主張するかどうかも被告人の判断に委ねられているのであって、主張をすること自体を強要するものでもないことから、同法316条の17は自己に不利益な供述を強要するものとはいえず、憲法38条1項違反ではない。

憲法82条,37条1項違反の点については、公判準備の手続が憲法82条にいう「裁判の対審及び判決」に当たらないことは当裁判所の判例(最高裁昭和23年(つ)第25号同年11月8日大法廷決定・刑集2巻12号1498頁)の趣旨に徴して明らかであり、憲法31条違反の点は、公判前整理手続は立証責任を被告人に負わせるものでない。

その余の主張も理由がないとし、上告を棄却した。

(25) 東京高判平成23年11月9日 判例タイムズ1384号379頁

平成23年(う)第1331号 住宅侵入,強盗致傷,強盗被告事件(破棄自判・上告)

強盗致傷罪(裁判員裁判対象事件)の共犯の事案において、本判決は、原判決について、原判決の強盗致傷に係る罪となるべき事実に記載された各暴行から(被告による足蹴りの暴行は認定できないとされた。),原判示の各傷害,殊に左眼窩骨折と顔面打撲傷が生じることは経験則上一般に考えがたく、また、重要な構成要件要素となる傷害が強盗の機会に行われた暴行によって生じたものであるか否かを判定するに足りる程度に具体的な事実を明らかにしておらず、傷害強盗致傷罪の構成要件要素に当たる事実が適切に示されていないとして理由不備の違法により原判決を破棄して自判し、被害者の傷害に対応する暴行として、共犯者のうちのいずれの者の行為であるかは断定できないとして

も、被害者方屋内で被害者の顔面に足蹴りの暴行が加えられたことは十分認定できると説示し、改めて被告人を原判決と同じ懲役8年に処した。

【公法】

(26) 広島高判平成25年2月28日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第2号 棄却決定取消請求事件(控訴棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130319154520.pdf>

開票管理者が、開票手続において、開票立会人Xの投票の点検が未了であるにもかかわらず投票の点検を終了させ、また、疑問票とされた票について開票立会人Xが意見を述べないままで効力の決定をしたこと等が公職選挙法66条、67条等に違反するというはできないとした事例。

判決理由において、Xが、正当な理由なく開票録に署名していない事実や、嫌がらせ目的で一票ずつ手計算で集計しようとしたためXの作業を待つと更に16時間以上を要し迅速な開票という法の目的に反する事態となることが認定されている。

(27) 札幌高判平成25年3月7日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第1号 衆議院議員選挙無効請求事件(事情判決による請求棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130313133857.pdf>

平成24年12月16日の衆議院選挙に関し、北海道第3区の有権者が小選挙区割りの意見を主張した事案について、同選挙時における同区割規定の定める選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていたものというべきであり、かつ、それは憲法上要求される合理的期間内に是正がされなかったというべきであるから、本件区割規定は、憲法14条1項に違反するものというべきであるが、本件選挙が憲法に違反する同区割規定に基づいて行われた点において違法である旨を判示し、主文において本件選挙の北海道第3区における選挙の違法を宣言するととどめ、同選挙は無効としないこととするのが相当であるとされた。

(28) 名古屋高裁金沢支部判平成25年3月18日 裁判所HP

平成24年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(事情判決による請求棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130325160745.pdf>

1 国政選挙における投票価値の平等は、憲法の定める法の下での平等の原則及び代表民主制の原理からして憲法の要請するところであり、国会が広範な裁量権に基づき定めた選挙制度の下において議員定数の配分をどのようにするかの問題については、憲法の要請する投票価値の平等に十分な配慮をしなければならず、小選挙区制を採る場合の区割りは、実務上可能である限り人口に比例してされなければならず、許容される較差の程度はさほど大きなものではない。

2 平成21年8月30日に行われた前回衆議院議員総選挙時及び平成24年12月16日に行われた本件選挙時における公職選挙法の区割規定及び選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態に至っていた上、最高裁平成23年3月23日大法廷判決の1年8か月後に施行された本件選挙時まで、同大法廷判決が明示的に違憲と指摘した点に従った公職選挙法の区割規定の改定は行われず、合理的期間内に是正されなかったものであるから、前記区割規定は、違憲かつ違法である。

3 行政事件訴訟法31条1項の趣旨に準じて、原告の請求を棄却し、主文で本件選挙における小選挙区福井県第3区 of 選挙の違法を宣言する。

(29) 東京地判平成24年1月24日 判例タイムズ1384号139頁

平成22年(行ウ)第171号 法人税更正処分取消等請求事件(請求棄却・控訴)

宗教法人が霊園の墓地等の使用者から永代使用料等として収受した金員のうち、墓石及びカロートに係る部分は、墓石及びカロートの販売の対価と考えられ、その収受行為は外形的に物品販売業であると認められるだけでなく、一般的に石材店等の宗教法人以外の法人が行っている墓石等の販売業と競合するものであるといえるから、実質的にも法人税法施行令5条1項1号に規定する物品販売業に該当するとし、永代使用料のうち、墓石及びカロートの販売等の対価に相当する部分は、収益事業による所得として、法人税の課税対象となるとし、また、消費税の課税対象にもなると判示された。

【社会法】

(30) 東京高判平成23年10月28日 判例時報2172号3頁

平成21年(行ケ)第11号・第13号・第14号 審決取消請求事件 棄却(上告)

鑄鉄鋼管直管を製造、販売する三会社がその販売シェアを重量ベースで配分して各社の販売量を調整していたことは、一般的ないし経済上の経験則を総合すれば、本件カルテルは「実質的に商品若しくは役務の供給量を制限することにより対価に影響があるもの」と認めことができ、同認定を妨げる事情は認められない。そして、平成17年改正前の独占禁止法7条の2第1項に当たるとして課徴金納付を命じた本件審決も、それを一般的なシェア配分カルテルの性質というかどうかはともかく、本件カルテルを巡る事実関係から本件カルテルの仕組みを認定し、当該仕組みの下では、原告らは、自社に配分された受注予定数量(販売予定数量)に応じて供給量を調整し、販売予定数量の範囲内に自社の販売数量を制限しようとする事になり、本件市場全体への供給量が制限され、これにより対価に影響すると推認し、本件カルテルが実質的に商品等の「供給量を制限することにより対価に影響があるもの」であると結論付けたものであり、そこに不合理な点や経験則違背等があったとは認められないから、実質的証拠がない旨の原告の主張は採用できない。

(31) 東京高判平成24年10月28日 判例時報2172号30頁

平成21年(ネ)第2432号 地位確認等請求控訴事件 変更・主位的請求一部認容(上告・上告受理申立)

一審被告は、一審原告に対して仮設棟Aの1階101号室を勤務場所として指定したのであるから、当該勤務場所及び一審原告が勤務するにあたって通行し、出入りする場所に化学物質過敏状態を発症させるような濃度及び量の揮発性有機化合物等の化学物質が存在しないように配慮すべき義務を負うにもかかわらず、この義務に違反し、その結果、一審原告に化学物質過敏状態が発症し、これに伴う中枢性眼球運動障害、自律神経機能障害が生じたというべきである。一審原告が発症した化学物質過敏状態の診療のために要した診療費の負担は、一審被告の安全配慮義務違反と相当因果関係に立つ損害といえることができる。

【その他】

(32) 札幌高判平成24年2月17日 金法1965号132頁

平成23年(ネ)第369号,同443号 損害賠償請求控訴,同附帯控訴事件(控訴棄却・附帯控訴に基づき原判決変更)

本件は、破産事件の破産債権者であったXが、同事件の破産管財人であったYに対し、Yには、誤った配当表に基づいて配当を行うなどの善管注意義務違反があり、これにより、Xは、本来配当を受けるべき金額の配当を受けることができずに損害を被ったとして、破産法85条2項に基づき、損害賠償の一部請求として2053万3414円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。第1審判決が破産管財人Yの善管注意義務違反を認め、Xの請求を認容したところ、Yが控訴した。

本判決は、別除権者に対して不足額がないことを前提に配当を実施した破産管財人は、当該別除権者が不足額について債権届出をした後、不足額確定報告書を提出するなどして不足額を証明しなかった場合でも、当該別除権の対象不動産が売却代金の一部を別除権者に交付する前提で破産管財人に受け戻されて任意売却が実施されているため、自ら当該別除権者の不足額を充当計算によって確定し得たときには、善管注意義務に違反するものとして、その義務違反がなければ当該別除権者が配当を受け得た配当額に相当する損害を賠償する責任があると判示し、Yの控訴を棄却した上、Xの附帯控訴に基づき、原判決の充当計算の齟齬を訂正して、これに伴い、損害額を増額して認定した。

(33) 東京地判平成24年11月26日 金法1964号108頁

平成24年(ワ)第8757号 弁護士会照会に対する回答義務存在確認請求事件(請求一部認容)

Xは、Xが有する債務名義に係る債務者及びその関係者の預金口座の有無、口座番号、残高等の情報並びにその預金口座からの送金の有無、日時、金額、送金先等の情報について、Xが依頼した弁護士の申し出に基づき、東京弁護士会が銀行であるYにした弁護士法23条の2に基づく照会に対して、Yに報告義務があることの確認を求めるとともに、Yが照会事項につき報告しないことが不法行為にあたるとして、不法行為による損害賠償請求権に基づく慰謝料及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

本判決は、公法上の権限に基づく弁護士会照会に対しては、照会により必要な事項の報告を求められた公務所又は公私の団体は、照会された事項の報告をすべき公法上の義務を負うが、報告をしないことについて正当な理由を有するときには報告を拒絶することができるとした上、弁護士会照会制度の司法制度における重要な役割に照らし、さらには、決済機能を独占する銀行の公共的責務に鑑みれば、金融機関が一般的な守秘義務を負っているということだけでは、顧客等の同意がない限り報告を拒む正当な理由があるということではできないとの判断を示して、一般的な守秘義務を負っていることをもって報告を拒む正当な理由になるとするYの主張を排斥し、弁護士会照会に対する報告

義務の確認を求めるXの請求を認容した。一方、慰謝料請求については、報告義務違反の違法性を認識することができなかったYの判断につき、故意または過失がないとして、請求を棄却した。

【紹介済み判例】

最一判平成23年10月20日 判例時報2171号128頁

平成19年(あ)第836号 傷害,詐欺,住居侵入,強盗,建造物侵入,窃盗,強盗殺人,死体遺棄被告事件(上告棄却)
法務速報127号18番で紹介済み

最一判平成23年10月20日 判例タイムズ1384号136頁

平成19年(あ)第836号 傷害,詐欺,住居侵入,強盗,建造物侵入,窃盗,強盗殺人,死体遺棄被告事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120113135111.pdf>
法務速報127号18番で紹介済み

最三判平成23年10月25日 判例時報2171号11頁

平成22年(行ツ)第19号,平成22年(行ヒ)第19号 健康保険受給権確認請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111025155906.pdf>
法務速報127号28番で紹介済み

最三判平成23年10月25日 判例タイムズ1384号95頁

平成22年(行ツ)第19号,平成22年(行ヒ)第19号 健康保険受給権確認請求事件(上告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20111025155906.pdf>
法務速報127号28番で紹介済み

最三判平成24年5月29日 金法1965号127頁

平成22年(受)第2035号 求償金請求事件(破棄差戻)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120529113549.pdf>
法務速報134号1番で紹介済み

最三決平成24年7月24日 判例時報2170号30頁

平成24年(許)第1号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(一部破棄自判,一部抗告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120727155154.pdf>
法務速報136号14番で紹介済み

最三決平成24年7月24日 判例タイムズ1384号126頁

平成24年(許)第1号 債権差押命令申立て却下決定に対する執行抗告棄却決定に対する許可抗告事件(一部破棄自判,一部抗告棄却)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121017111417.pdf>
法務速報136号14番で紹介済み

東京高決平成24年8月23日 判例タイムズ1384号341頁

平成24年(ラ)第904号 再審請求棄却決定に対する抗告事件(抗告棄却・許可抗告)
法務速報138号14番で紹介済み

東京地判平成24年8月31日 判例時報2170号112頁

平成23年(ワ)第27941号 損害賠償請求事件 棄却(控訴)
判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120905110711.pdf>
法務速報138号8番で紹介済み

最三判平成24年9月4日 判例時報2171号42頁

平成22年(受)第1280号 所有権移転登記抹消登記手続等,賃料債権取立請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)
法務速報137号1番で紹介済み

最三判平成24年9月4日 判例タイムズ1384号122頁

平成22年(受)第1280号 所有権移転登記抹消登記手続等,賃料債権取立請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20120904113829.pdf>

法務速報137号1番で紹介済み

東京高決平成24年9月12日 判例時報2172号44頁

平成24(ラ)第1817号 引渡命令に対する抗告事件 抗告棄却(確定)

法務速報142号10番で紹介済み

最一判平成24年10月11日 判例タイムズ1384号118頁

平成23年(受)第289号 自賠償保険金請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121011144030.pdf>

法務速報138号1番で紹介済み

最二判平成24年10月19日 判例タイムズ1384号130頁

平成23年(受)第462号 否認権行使請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20121019112528.pdf>

法務速報138号12番で紹介済み

東京高決平成24年10月24日 判例タイムズ1384号351頁

平成24年(ラ)第1972号 債権差押命令及び転付命令申立却下決定に対する執行抗告事件(抗告棄却・特別抗告,許可抗告)

法務速報140号18番で紹介済み

最三判平成24年11月27日 判例タイムズ1384号112頁

平成23年(受)第1400号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130116112918.pdf>

法務速報139号1番で紹介済み

最二判平成24年12月21日 金法1965号123頁

平成23年(受)第1626号 所有権移転登記手続,持分移転登記抹消登記手続等,持分権確認等請求事件(破棄自判)

判決文: <http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20130214154534.pdf>

法務速報140号2番で紹介済み

2. 平成25年(2013年)3月26日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・閣法 183 1

株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律

・・・株式会社企業再生支援機構につき,地域経済活性化のための資金供給促進するために必要な業務等の追加,商号を株式会社地域経済活性化支援機構に変更すること等を定めた法律

・閣法 183 2

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・東日本大震災の復興事業等の実施等のための特別の財政需要のため,平成24年度分の地方交付税の総額について加算措置を講ずること等を定めた法律

3.3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

山野目章夫 著 有斐閣 434頁 3,150円
不動産登記重要先例集

山川一陽 著 日本加除出版 332頁 4,620円
戸籍実務の理論と家族法

伊藤秀城 著 日本加除出版 352頁 3,885円
実務裁判例 交通事故における過失相殺率 自転車・駐車場事故を中心に

宮崎直己 著 大成出版社 280頁 2,835円
Q&A 交通事故損害賠償法入門

宇田川濱江/富永忠祐/香川美里 共編 新日本法規出版 350頁 3780円
ケース別 離婚協議・調停条項作成マニュアル

坂野征四郎/富永忠祐 編著 三協法規出版 295頁 3,675円
家事事件手続改正のポイントと事例解説

4.3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

大野正男 著/日弁連法務研究財団 編 日本評論社 174頁 840円
JLF選書 職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史

古賀正義 著/日弁連法務研究財団 編 日本評論社 146頁 840円
JLF選書 日本弁護士史の基本的諸問題 日本資本主義の発達過程と弁護士階層

清水 節/岡本 岳 編著 日本加除出版 492頁 4,200円
Q&A 著作権の知識100問

西村高等法務研究所 責任編集 落合誠一/太田 洋/森本大介 編著 商事法務 212頁 2,730円
会社法改正要綱の論点と実務対応

深津伸子 著 新日本法規出版 348頁 3,885円
労働時間対策と就業規則整備のポイント

5. 発刊書籍の解説

「JLF選書 職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史」

1970年に出版された『講座 現代弁護士』に所収された論文から復刻されている。明治から戦後に至るまでの弁護士史が論述されており、現在の弁護士制度に至る過程を理解することができる。

「JLF選書 日本弁護士史の基本的諸問題 日本資本主義の発達過程と弁護士階層」

1970年に出版された『講座 現代弁護士』に所収された論文から復刻されている。当時の日本弁護士史のパターンに対する批判、新たな弁護士史として、天皇制絶対主義から考察する弁護士史及び代言人時代の再評価が論述されている。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。